

大玉村空き家バンク実施要綱

令和元年11月12日

大玉村告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内における空き家を有効活用するとともに、村内外からの交流人口の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、村内の空き家等の情報を提供する大玉村空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住している者がいない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内の一戸建て住宅（併用住宅を含む。）であって、良好な管理状態にあるもの及びその敷地をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に規定する宅地建物取引業を営む者（以下「宅地建物取引業者」という。）が所有している賃貸又は売買を目的とする建物とその敷地を除く。
- (2) 空き地 建物を建築できる適当な面積を有し現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）村内の土地で、良好な管理状態にあるものをいう。ただし、宅地建物取引業者が所有している賃貸又は売買を目的とする土地を除く。
- (3) 所有者 空き家又は空き地について所有権又は売却・賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家及び空き地に係る情報を登録し、当該物件の利用を希望する者に対し、その情報を提供する制度をいう。

(登録の申込み等)

第3条 空き家バンクへの登録を希望する所有者は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、申込みのあった物件の確認について、村と空き家バンク事業に関する協定を締結した団体に加盟する宅地建物取引業者のうち、村長又は所有者が指定する業者（以下「指定宅建業者」という。）に依頼するものとする。
- 3 指定宅建業者は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに当該物件を確認し、空き家バンク登録物件報告書（様式第2号）により村長に報告しなければならない。

- 4 村長は、指定宅建業者より前項の規定による報告があった場合は、その結果を空き家バンク登録物件確認完了通知書(様式第3号)により所有者へ報告しなければならない。
- 5 村長は、第3項の規定による報告を受けた物件について適当と認めるときは、当該物件の情報を空き家バンク登録台帳(様式第4号)に登録するものとする。
- 6 所有者又は所有者の属する世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、空き家バンクの登録ができないものとする
- 7 バンク登録の有効期間は、当該登録をした日から2年間とする。
(登録事項の変更届出等)

第4条 前条第4項の規定による空き家バンク登録物件確認完了通知書を受けた者(以下「情報登録者」という。)は、バンク登録の内容に変更が生じたときは、空き家バンク登録内容変更届出書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による届出があったときは、空き家バンク登録台帳の登録内容を変更するものとする。
- 3 村長は、前項の規定により空き家バンク登録台帳の登録内容を変更したときは、空き家バンク登録内容変更完了通知書(様式第6号)により、所有者に通知するものとする。
(登録物件の有効期間の延長)

第5条 バンク登録の有効期間満了後も情報登録者から特段の申出がない場合は、登録物件の有効期間を更に2年間延長するものとする。なお、延長の回数は制限しない。
(登録の抹消等)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録を抹消しなければならない。

- (1) 情報登録者より空き家バンク登録抹消届出書(様式第7号)の提出があったとき。
- (2) 空き家バンクの利用により、売買又は賃貸借契約が成立したとき。
- (3) バンク登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めるとき。

- 2 村長は、バンク登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書(様式第8号)により情報登録者に通知するものとする。
(登録情報の公開)

第7条 村長は、次の各号に掲げるバンク登録の情報(以下「公開情報」という。)を村のホームページ等において公開するものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない場合を除く。

- (1) 登録番号

- (2) 分類
- (3) 字名までの物件所在地
- (4) 希望売却価格又は賃貸料
- (5) 物件の概要
- (6) 使用の状況
- (7) 設備の状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 特記事項
- (10) 位置図
- (11) 物件説明図 (配置図・間取り図)
- (12) 写真
- (利用の申込み等)

第 8 条 公開情報により、空き家バンクを利用しようとする者 (以下「利用希望者」という。) は、空き家バンク利用申込書 (様式第 9 号) を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その申込みの内容を当該希望物件の情報登録者及び指定宅建業者に通知するものとする。ただし、利用希望者、利用希望者が属する世帯の世帯員又は同居予定人が暴力団員と認めるとき又は公序良俗に反するおそれがあると認めるときは、この限りではない。

- (1) 空き家に居住しようとする者
- (2) 空き地に住宅を建築して居住しようとする者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、村長が適当と認める者
- (情報登録者と利用希望者との交渉等)

第 9 条 情報登録者及び利用希望者とのバンク登録された物件に関する売買・賃貸借に関する交渉、契約等については、指定宅建業者が行うものとし、村は直接これに関与しないものとする。

2 指定宅建業者は、前項の交渉の結果を空き家バンク交渉結果報告書 (様式第 1 0 号) により村長に報告しなければならない。

(適用上の注意)

第 1 0 条 この要綱は、空き家バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 2 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

大玉村長

申込者 住 所
氏 名 印
連絡先

空き家バンク登録申込書

大玉村空き家バンク実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

1 物件内容

| | | |
|-------|---------|-------|
| 物件所在地 | 大玉村 | |
| 物件の分類 | 空き家・空き地 | 売却・賃貸 |

2 指定宅建業者

| | |
|-------------|--------------|
| 宅地建物取引業者の指定 | 指定する ・ 指定しない |
| 指定する場合は業者名 | |

宅地建物取引業者を指定しない場合は、大玉村と空き家バンク事業に関する協定を締結した団体に加盟する宅地建物取引業者に仲介を依頼します。

3 添付書類

- (1) 身分を証明する書類の写し
- (2) 空き家バンク登録申込誓約書 (別紙 1 - 1)
- (3) 親族が所有者 (共有者) に代わり申込みをする場合
空き家バンク登録申込委任状 (親族用) (別紙 1 - 2)
- (4) 共有者の一人が代表して申込みをする場合
空き家バンク登録申込委任状 (共有者用) (別紙 1 - 3)

空き家バンク登録申込誓約書

大玉村長

私は、空き家バンク登録申込みにあたり、大玉村空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 空き家バンク登録申込みにおいては、大玉村と空き家バンク事業に関する協定を締結した団体に加盟する宅地建物取引業者に対して、物件調査・契約交渉等の仲介を依頼し、同業者に対して情報を提供することを承諾します。
- 2 空き家バンク登録の内容について、村ホームページにおいて情報を公開することを承諾します。
- 3 空き家バンク利用申込書により物件の紹介希望があった場合は、所有者情報（住所、氏名、連絡先）及び詳細な物件情報を利用希望者に提供することを承諾します。
- 4 契約が成立した場合は、指定宅建業者に対して宅地建物取引業法で定められた範囲内の額の報酬を支払います。
- 5 利用希望者及び指定宅建業者が行う物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、当事者間で解決し、大玉村が関与しないことについて、承諾します。
- 6 私又は私が属する世帯の世帯員は、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではありません。
- 7 私又は私が属する世帯の世帯員が暴力団員であるか否かを確認するために、関係機関の意見を聴くことを承諾します。
- 8 利用登録者の情報については、適正に管理・利用し、決して他の目的で利用しません。

年 月 日

申込者 住 所
氏 名

印

空き家バンク登録申込委任状（親族用）

申込者氏名 _____

申込者住所 _____

所有者との関係 _____

私は、上記の者を申込者と定め、下記の物件について、空き家バンク登録申込みに関する一切の権限を委任します。

記

申込物件の内容

所在地 大玉村 _____

分類 空き家 ・ 空き地

目的 売却 ・ 賃貸

年 月 日

物件の所有者（共有の場合、全員）

住所

氏名 印

物件の所有者（共有の場合、全員）

住所

氏名 印

物件の所有者（共有の場合、全員）

住所

氏名 印

空き家バンク登録申込委任状（共有者用）

申込者氏名 _____

申込者住所 _____

私は、上記の者を申込者と定め、下記の物件について、空き家バンク登録
申込みに関する一切の権限を委任します。

記

申込物件の内容

所在地 大玉村 _____

分類 空き家 ・ 空き地

目的 売却 ・ 賃貸

年 月 日

物件の所有者（共有の場合、全員）

住 所

氏 名 印

物件の所有者（共有の場合、全員）

住 所

氏 名 印

物件の所有者（共有の場合、全員）

住 所

氏 名 印

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

大玉村長

指定宅建業者 住 所

氏 名

印

連絡先

空き家バンク登録物件報告書

大玉村空き家バンク実施要綱第3条第3項の規定により、空き家バンク登録物件の確認をしたので、別紙2のとおり報告します。

空き家バンク登録カード(物件報告用)

| | | | | | |
|----------------|--------------------|------------------------------|------------|--------------------------------|------------------------------|
| (1)登録番号 | | 第 号 | | | |
| (2)分類 | | 空き家 ・ 空き地 | | 売却・賃貸 | |
| (3)物件所在地 | | 大玉村 | | | |
| (4)希望価格 | | 売却(円程度)・賃貸(円程度/月額) | | | |
| (5)物件の概要 | | | | | |
| 土地 | | m ² | 建物構造 | 建物建築年(年) | |
| 用途地域 | | 地域 | 木造 | 建物補修 | 補修費用負担 |
| 建物 | 1階 | m ² | 軽量鉄骨造 | 補修不要 多少必要 大規模必要 現在補修中 | 所有者負担 利用者負担 その他 () |
| | 2階 | m ² | 鉄骨造 | | |
| | その他 | m ² | 鉄筋コンクリート | | |
| | 延床 | m ² | その他() | | |
| 間取り | 1階 | 居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳) | | | |
| | | 洋室(畳、 畳、 畳)・和室(畳、 畳、 畳) | | | |
| | | その他() | | | |
| | 2階 | 居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳) | | | |
| | | 洋室(畳、 畳、 畳)・和室(畳、 畳、 畳) | | | |
| | | その他() | | | |
| | その他 | | | | |
| (6)使用の状況 | | | | | |
| 空き家 | | 専用住宅・併用住宅 | | 空き地 | 更地・更地予定 |
| 未使用期間 | | 年 | その他特記事項 | | |
| (7)設備の状況 | | | | | |
| 電気 | 配線済・その他() | | 風呂 | ガス・灯油・電気・その他() | |
| 水道 | 上水・井戸・その他() | | 風呂設備 | シャワー:有・無 / 自動給湯機:有・無 | |
| ガス | プロパン・その他() | | 電話回線 | 有(インターネット回線:有・無)・無 | |
| トイレ | 水洗・汲み取り / 洋式・和式 | | 駐車場 | 有(台 / 屋根:有・無)・無 | |
| 浄化槽 | 有・無 | | 庭等 | 有(m ²)・無 | |
| 台所 | 給湯器:有・無 / ガスコンロ・IH | | 物置等 | 有(m ²)・無 | |
| 洗濯機置き場 | 有・無 | | その他 | | |
| (8)主要施設等までの距離 | | | | | |
| バス停() | | km | 幼稚園・保育園() | | km |
| 役場・出張所 | | km | 小学校() | | km |
| 医療機関() | | km | 中学校() | | km |
| 警察署・駐在所 | | km | 金融機関・郵便局 | | km |
| 消防署 | | km | スーパー() | | km |
| (9)特記事項 | | | | | |
| 抵当権等の設定:無・有() | | | | | |
| 受付日 | | 年 月 日 | 現地確認日 | | 年 月 日 |

添付書類: 物件写真(空き家の場合: 外観及び間取りの主な部分、空き地の場合: 現況)

(10)位置図

(11)配置図・間取り図

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（申込者）住 所
氏 名

大玉村長

空き家バンク登録物件確認完了通知書

大玉村空き家バンク実施要綱第3条第4項の規定により、下記のとおり空き家等の確認を完了したので、通知します。

なお、同要綱第7条の規定に基づき、空き家バンク登録カード（別紙3-1）のとおり、村ホームページにおいて情報を公開しますので、添付の空き家バンク情報公開内容確認書（別紙3-2）を速やかに提出してください。

記

1 登録番号等

| | |
|--------------------|-------------------|
| 登録番号 | |
| 登録年月日 (登録変更年月日) | 年 月 日 (年 月 日) |
| 有効期間 | 年 月 日 まで |

2 添付書類

- (1) 空き家バンク登録カード（別紙3-1）
- (2) 空き家バンク情報公開内容確認書（別紙3-2）

3 注意事項

- (1) 登録の内容に変更が生じたときは、速やかに空き家バンク登録内容変更届出書（様式第5号）を提出してください。
- (2) 登録物件について、売買又は賃貸借契約が成立したときは、バンク登録から削除されます。
- (3) 大玉村は、情報の公開のみを行い、物件に関する売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、関与しません。

空き家バンク登録カード

| | | | |
|---------------|----------------------|------------------------------|-----------------------|
| (1)登録番号 | 第 号 | | |
| (2)分類 | 空き家・空き地 | | 売却・賃貸 |
| (3)物件所在地 | 大玉村 | | |
| (4)希望価格 | 売却(円程度)・賃貸(円程度/月額) | | |
| (5)物件の概要 | | | |
| 土地 | m ² | 建物構造 | 建物建築年(年) |
| 用途地域 | 地域 | 木造 | 建物補修 |
| 建物 | 1階 | 軽量鉄骨造 | 補修不要 |
| | 2階 | 鉄骨造 | 多少必要 |
| | その他 | 鉄筋コンクリート | 大規模必要 |
| | 延床 | その他() | 現在補修中 |
| | | | 補修費用負担 |
| | | | 所有者負担 |
| | | | 利用者負担 |
| | | | その他 |
| | | | () |
| 間取り | 1階 | 居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳) | |
| | | 洋室(畳、 畳、 畳)・和室(畳、 畳、 畳) | |
| | | その他() | |
| | 2階 | 居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳) | |
| | | 洋室(畳、 畳、 畳)・和室(畳、 畳、 畳) | |
| | | その他() | |
| | その他 | | |
| (6)使用の状況 | | | |
| 空き家 | 専用住宅・併用住宅 | 空き地 | 更地・更地予定 |
| 未使用期間 | 年 | その他特記事項 | |
| (7)設備の状況 | | | |
| 電気 | 配線済・その他() | 風呂 | ガス・灯油・電気・その他() |
| 水道 | 上水・井戸・その他() | 風呂設備 | シャワー:有・無/自動給湯機:有・無 |
| ガス | プロパン・その他() | 電話回線 | 有(インターネット回線:有・無)・無 |
| トイレ | 水洗・汲み取り/洋式・和式 | 駐車場 | 有(台/屋根:有・無)・無 |
| 浄化槽 | 有・無 | 庭等 | 有(m ²)・無 |
| 台所 | 給湯器:有・無/ガスコンロ・IH | 物置等 | 有(m ²)・無 |
| 洗濯機置き場 | 有・無 | その他 | |
| (8)主要施設等までの距離 | | | |
| バス停() | km | 幼稚園・保育園() | km |
| 役場・出張所 | km | 小学校() | km |
| 医療機関() | km | 中学校() | km |
| 警察署・駐在所 | km | 金融機関・郵便局 | km |
| 消防署 | km | スーパー() | km |
| (9)特記事項 | | | |
| | 抵当権等の設定:無・有() | | |
| 受付日 | 年 月 日 | 現地確認日 | 年 月 日 |
| 登録日 | 年 月 日 | 有効期間 | 年 月 日 |
| 登録抹消日 | 年 月 日 | 契約成立・登録抹消・その他() | |

(10)位置図

(11)配置図・間取り図

空き家バンク情報公開内容確認書

大玉村空き家バンク実施要綱第7条の規定により、村ホームページにおいて公開する空き家バンクの情報項目は下記のとおりです。

- | | |
|-------------------|--------------|
| | 記 |
| (1) 登録番号 | 必須 |
| (2) 分類 | 必須 |
| (3) 字名までの物件所在地 | 必須 |
| (4) 希望売却価格又は賃貸料 | 【 公開 ・ 非公開 】 |
| (5) 物件の概要 | 【 公開 ・ 非公開 】 |
| (6) 使用の状況 | 【 公開 ・ 非公開 】 |
| (7) 設備の状況 | 【 公開 ・ 非公開 】 |
| (8) 主要施設等までの距離 | 【 公開 ・ 非公開 】 |
| (9) 特記事項 | 必須 |
| (10) 位置図 | 必須 |
| (11) 配置図・間取り図 | 必須 |
| (12) 写真 | 必須 |

年 月 日

住所
情報登録者
氏名

印

【記入上の注意】

- 1 「必須」と記載のある項目は必ず公開する事項です。(4)から(8)までは、公開・非公開を選択できますので、 で囲み選択してください。
- 2 この確認書が提出された後、村ホームページにおいて情報を公開します。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

年 月 日

大玉村長

情報登録者 住 所
氏 名 印
連絡先

空き家バンク登録内容変更届出書

大玉村空き家バンク実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家バンク登録内容の変更を届出ます。

記

| 登 録 番 号 | 第 号 |
|---------|-----|
| 変 更 内 容 | |
| 変 更 理 由 | |

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

（情報登録者）住 所
氏 名

大玉村長

空き家バンク登録内容変更完了通知書

大玉村空き家バンク実施要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり空き家バンク登録内容の変更を完了したので、通知します。

なお、同要綱第7条の規定に基づき、空き家バンク登録カード（別紙3-1）のとおり、村ホームページにおいて情報を公開しますので、添付の空き家バンク情報公開内容確認書（別紙3-2）を速やかに提出してください。

記

1 登録番号等

| | |
|--------------------|-------------------|
| 登録番号 | |
| 登録年月日 （登録変更年月日） | 年 月 日 （ 年 月 日） |
| 有効期間 | 年 月 日 まで |

2 添付書類

- （1）空き家バンク登録カード（別紙3-1）
- （2）空き家バンク情報公開内容確認書（別紙3-2）

3 注意事項

- （1）登録の内容に変更が生じたときは、速やかに空き家バンク登録内容変更届出書（様式第5号）を提出してください。
- （2）登録物件について、売買又は賃貸借契約が成立したときは、バンク登録から削除されます。
- （3）大玉村は、情報の公開のみを行い、物件に関する売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、関与しません。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

大玉村長

情報登録者 住 所
氏 名 印
連絡先

空き家バンク登録抹消申出書

大玉村空き家バンク実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンク登録を抹消したいので申し出ます。

記

| 登 録 番 号 | 第 号 |
|---------|-----|
| 抹 消 理 由 | |

様式第 8 号 (第 6 条関係)

年 月 日

(情報登録者) 住 所
氏 名

大玉村長

空き家バンク登録抹消通知書

大玉村空き家バンク実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり空き家バンク登録を抹消したので、通知します。

記

| 登 録 番 号 | 第 号 |
|---------|-----|
| 抹 消 理 由 | |

様式第 9 号 (第 8 条関係)

年 月 日

大玉村長

利用希望者 住 所
氏 名 印
連絡先

空き家バンク利用申込書

大玉村空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 希望物件

| 登 録 番 号 | 第 号 | | | |
|-------------------|-----|----|------|-----|
| 利 用 目 的 具体的に記入 | | | | |
| 空き家の場合 同居予定人構成 | 氏名 | 住所 | 生年月日 | 続柄等 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 添付書類

- (1) 身分を証明する書類の写し
- (2) 空き家バンク利用申込誓約書 (別紙 9 - 1)

空き家バンク利用申込誓約書

私は、空き家バンク利用申込みにあたり、大玉村空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 利用希望者情報（住所、氏名、連絡先）を、情報登録者及び指定宅建業者に提供することを承諾します。
- 2 契約が成立した場合は、指定宅建業者に対して宅地建物取引業法で定められた範囲内の額の報酬を支払います。
- 3 情報提供者及び指定宅建業者が行う物件の売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、当事者間で解決し、大玉村が関与しないことについて、承諾します。
- 4 私又は私が属する世帯の世帯員又は同居予定人は、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではありません。
- 5 私、私が属する世帯の世帯員又は同居予定人が暴力団員であるか否かを確認するために、関係機関の意見を聴くことを承諾します。
- 6 空き家バンクにより得た所有者情報及び詳細な物件情報については、適正に管理・利用し、決して他の目的で利用しません。

年 月 日

利用希望者 住 所
氏 名

印

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

大玉村長

指定宅建業者 住 所
氏 名 印
連絡先

空き家バンク交渉結果報告書

大玉村空き家バンク実施要綱第9条第2項の規定により、情報登録者及び利用希望者との交渉について、下記のとおり報告します。

記

| | |
|---------|--------------|
| 登 録 番 号 | 第 号 |
| 情報登録者氏名 | |
| 利用希望者氏名 | |
| 交渉終了年月日 | 年 月 日 |
| 交 渉 結 果 | 契約成立 ・ 契約不成立 |
| 備 考 | |